

奈良県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、辨之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年十一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	小山 泰敏	葛城市辨之庄三〇九
〃	和田 善弘	〃 三二六
〃	弓場 祥司	〃 三二一
〃	田仲 清高	〃 二八九
〃	小山 廣隆	〃 一七五―三
〃	坂田 正吉	〃 二七三
〃	杉村 正純	〃 二六三―一
監事	弓場 進	〃 三二五―六
〃	坂田 嘉嗣	〃 二八三
〃	寺本 佳照	〃 一八五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	小山 泰敏	葛城市辨之庄三〇九
〃	和田 善弘	〃 三二六
〃	弓場 祥司	〃 三二一
〃	田仲 清高	〃 二八九
〃	小山 廣隆	〃 一七五―三
〃	杉村 正純	〃 二六三―一
〃	寺本 誠吾	〃 二六九
監事	坂田 嘉嗣	〃 二八三
〃	坂田 正吉	〃 二七三
〃	三原 徹	〃 南道穂二二七―一